

行 政 法 (50 点)

X は Y1 市の中心部である A 地区にパチンコ店を出店することを計画した。X は Y1 市の都市計画部局の職員に対して、出店を予定する地区が用途地域（都市計画法 8 条 1 項 1 号）の制限上問題がないことを確認し、また Y2 県公安委員会の職員からは、現状において風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風営法」という）3 条 1 項に基づく許可が得られる見込みであるとの回答を得た。X はこれを前提に出店予定地の建物を購入し、出店に向けた準備を進めていた。

しかし、その間に実施された Y1 市議会議員選挙では、A 地区のまちづくりのあり方が大きな争点となり、そこでは同地区への新たなパチンコ店の出店も問題視された。A 地区では市街地再開発事業（都市計画法 12 条 1 項 4 号）が計画されており、区域内にこれ以上のパチンコ店が出店すると中心部にふさわしい再開発ビルができないことが危惧されたからである。その結果、出店阻止を訴えた候補が多数当選し、議会の過半数を占めるに至った。

議員たちは、X によるパチンコ店出店予定地に隣接する建物の空部屋に目を付け、ここに市立図書館の分館を開設するため、教育委員会と事前に調整することなく、わずか 1 日の審議で Y1 市立図書館条例に市立図書館 A 分館を追加する改正を行い、それに基づき A 分館が開館した。X の出店予定地は A 分館から 20 メートルの距離にあり、Y2 県風営法施行条例 3 条 2 号の規定により、風営法 3 条 1 項の許可が与えられない地域に含まれることになった。

問 1 X が Y1 市立図書館条例に対する取消訴訟を提起することができるか、論じなさい。

問 2 X が風営法 3 条 1 項の許可の申請を行い、拒否処分を受けたとして、X が拒否処分取消訴訟ですべき本案主張の内容を論じなさい。ただし、行政手続法違反について検討する必要はない。

【参照条文】

○風営法（抄）

（目的）

第1条 この法律は、善良の風俗と清浄な風俗環境を保持し、及び少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため、風俗営業及び性風俗関連特殊営業等について、営業時間、営業区域等を制限し、及び年少者をこれらの営業所に立ち入らせること等を規制するとともに、風俗営業の健全化に資するため、その業務の適正化を促進する等の措置を講ずることを目的とする。

（営業の許可）

第3条 風俗営業を営もうとする者は、風俗営業の種別（前条第1項各号に規定する風俗営業の種別をいう。以下同じ。）に応じて、営業所ごとに、当該営業所の所在地を管轄する都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の許可を受けなければならない。

2（略）

（許可の基準）

第4条 公安委員会は、前条第1項の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可をしてはならない。

一～九（略）

2 公安委員会は、前条第1項の許可の申請に係る営業所につき次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、許可をしてはならない。

一（略）

二 営業所が、良好な風俗環境を保全するため特にその設置を制限する必要があるものとして政令で定める基準に従い都道府県の条例で定める地域内にあるとき。

三（略）

3～4（略）

第49条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第3条第1項の規定に違反して同項の許可を受けずに風俗営業を営んだ者

二～七（略）

○Y1 市立図書館条例（抄）

（名称及び位置）

第2条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

（中略） Y1 市立図書館 A 分館

Y1 市 A 町 12-5-201

○Y2 県風営法施行条例（抄）

（風俗営業の営業所の設置を特に制限する地域）

第3条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「法」という。）第4条第2項第2号の条例で定める地域は、次の地域とする。

一（略）

二 学校、図書館、児童福祉施設、病院及び診療所の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。）の周囲100メートル以内の地域。